

コンプライアンス管理規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人D×P（以下「D×P」という）の理念に則り、D×Pに適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規定を遵守し公正な事業活動を行うため、コンプライアンス 施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

第2条（役員・従業員の責務）

業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

第2章 事業活動に関わる法令の遵守

第3条（法令、規程等の遵守）

D×Pの役員ならびに従業員は事業に係る以下の項目について、法令やルールを遵守しなければならない。

a. 個人情報の保護と情報の管理

業務に関連して知り得た顧客、協力関係者および自社の情報を、了解なしに本来の目的以外に利用することや、漏洩することは行わない。その他情報管理についてはプライバシーポリシーに定める。

b. 私的利益追求の禁止

D×Pの役員ならびに従業員は、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

c. 業務を行うにあたり、以下の利益相反行為を禁止する。

- 1) 特定の個人または団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為
- 2) 役員・従業員・D×Pのその他関係者あるいは実行団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為
- 3) D×Pからの助成又は貸付を受ける実行団体及び業務を行う団体の役員・従業員・その他意思決定へ関与する権限を有する者の当法人への関与
- 4) その他の利益相反行為

第3章 コンプライアンス推進体制

第4条（コンプライアンス担当）

コンプライアンスを担当する部署は経営管理部とし、責任者は経営管理部部長とする。

2. 経営管理部では以下の取り組みを行い、役員ならびに従業員に定期的に実施する自己申告の機会を通じて、コンプライアンス違反を早期に発見し、迅速な是正対策を図る。

- 1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- 2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- 3) コンプライアンス違反事件について原因の究明、再発防止策を策定
- 4) コンプライアンス違反事件についての原因究明結果と対応方法、再発防止策の公表

第5条（報告、連絡および相談）

役員ならびに従業員は、コンプライアンス違反や利益相反行為、又はそのおそれがある行為、およびハラスメントの行為を発見した場合は、速やかに経営管理部部長に報告又は相談を行う。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2. 経営管理部部長は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為、およびハラスメント行為の事象を知ったときは、直ちにその旨を理事長に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、理事長の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

3. 役員ならびに従業員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめ理事長もしくは経営管理部部長に相談する。

第6条（懲戒処分等）

第3条の規定に違反した役員は定款、従業員は就業規則に基づき懲戒処分等を行うことができるものとする。

第7条（コンプライアンス研修）

経営管理部は従業員に対し、コンプライアンスに対する意識の高揚を図り、正しい知識の周知徹底を図るため必要に応じ研修会を開催する。

附 則

(施行日)

本規程は、平成31年1月27日から施行する。

(改訂日)

令和4年10月1日、本規則を改定し施行する。